

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年10月28日 13時00分ごろ
発生場所	三重県大紀町キリ鼻南方沖の浅瀬 錦港東外防波堤灯台から真方位217° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 11.8′ 東経136° 22.6′)
事故の概要	プレジャーボートひばりは、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成30年10月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ひばり、5トン未満（長さ6.09m）
船舶番号、船舶所有者等	240-42867三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1m、潮汐 低潮時 三重県南部には、10月28日08時58分に波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の家族及び友人1人を乗せ、釣り場に到着して船首を東方に向け、主機を停止して漂泊中、右舷船尾方からの高波を受け、左舷側に転覆した。 海図W76（錦湾）及び気象庁ホームページによれば、本船が漂泊した海域付近は、水深が10数mから数mに急激に変化し、沖から来たうねりが急激に高くなる傾向がある。 本船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、波浪注意報が発表されている状況下、沖から来たうねりが高くなりやすい水深が急に浅くなる海域付近で漂泊したことから、右舷船尾方からの波を受けて左舷側に転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、波浪注意報が発表されている状況下、沖から来たうねりが高くなりやすい水深が急に浅くなる海域付近で漂泊したため、右舷船尾方からの波を受けて左舷側に転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 沖から来たうねりが高くなりやすい海域では、漂泊しないこと。 ・ 波浪注意報が発表されているときは、出航を控えること。